

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県東広島市黒瀬町津江1845番地

氏名 光陽建設株式会社  
代表取締役 稲葉 明則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

呉市長 小村 和年



許可の年月日 平成 29 年 6 月 18 日

許可の有効年月日 平成 34 年 6 月 17 日

## 1. 事業の範囲 事業の区分

収集・運搬（燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじんの積替え・保管行為を含む。）

### 産業廃棄物の種類

- ・燃え殻（判定基準に適合しないものを除く。）
  - ・汚泥（判定基準に適合しないものを除く。）
  - ・廃プラスチック類（廃プリント配線板及び廃容器包装を含み、自動車等破砕物を除く。）
  - ・紙くず
  - ・木くず
  - ・繊維くず
  - ・ゴムくず
  - ・金属くず（廃プリント配線板及び廃容器包装を含み、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板及び自動車等破砕物を除く。）
  - ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボード及び廃容器包装を含み、廃ブラウン管及び自動車等破砕物を除く。）
  - ・鉋さい
  - ・がれき類
  - ・ばいじん（判定基準に適合しないものを除く。）
- （これらのうち、石綿含有産業廃棄物を含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以下余白

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 裏面記載のとおり

## 3. 許可の条件 余 白

## 4. 許可の更新又は変更の状況 平成 29 年 6 月 7 日 更新許可 以下余白

## 5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ ~~無~~

### 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

